

どさんこ若者応援プロジェクト実施要綱

1 目的

若者が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とする。

2 実施事業の内容等

本プロジェクトの目的を達成するため、次の事業を実施する。

(1) 地域活動基盤づくり事業

ア 事業内容

広い視野と行動力を持った若者を育成するため、若者の主体的社会参加を促すセミナー等を開催し、若者たちの活動の機会を提供するとともに、若者の交流を進め、道内全体の若者の地域活動を促進する基盤づくりを行う。

(2) 地域活動支援事業

ア 事業内容

次の団体・グループが行う地域を活性化し、地域の元気を生み出すための活動に対し助成する。

なお、助成のための交付金の取扱については、別に定める。

イ 実施主体

1の目的に沿った活動を行う若者団体・グループ(構成員の年齢が10代から30代(一部支援者を除く。)であること。)であって、次の各号にいずれにも該当すること。

(ア) 若者団体・グループの構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがるものであること

(イ) 交付金の交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる若者団体・グループであること

3 広報及び関係機関・団体への協力要請

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、ホームページ等を活用した広報に努めるほか、道や道教育委員会、若者団体、市町村、市町村教育委員会等と連携を図り、必要な協力を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。